

旭川医科大学受託研究取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学受託研究取扱規程の一部を改正する規程

旭川医科大学受託研究取扱規程（平成16年旭医大達第52号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(受入れ決定等)</p> <p>第6条 受託研究の受入れは、受託研究を担当することとなる者及びその者の所属する講座等の長（<u>寄附講座又は共同研究講座においては、当該講座を実施する講座等の長。</u>以下同じ。）の意見を徴し、学長が決定する。</p> <p>2 受託研究を担当することとなる者は、前項の受入れ決定に先だって、講座等の長を経て、受託研究実施計画書(別記様式第2)を学長に提出しなければならない。</p> <p>3 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究承諾書(別記様式第3)を委託者に交付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年5月10日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(受入れ決定等)</p> <p>第6条 受託研究の受入れは、受託研究を担当することとなる者及びその者の所属する講座等の長の意見を徴し、学長が決定する。</p> <p>2 受託研究を担当することとなる者は、前項の受入れ決定に先だって、講座等の長を経て、受託研究実施計画書(別記様式第2)を学長に提出しなければならない。</p> <p>3 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究承諾書(別記様式第3)を委託者に交付するものとする。</p> <p>(略)</p>

(略)

(略)

【改正理由】

講座等の長の定義を明確化するため、所要の改正を行うものである。